

北上市市税条例の一部改正

I 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減措置の拡充

令和2年5月8日 議会全員協議会資料
商工部産業雇用支援課



国の緊急経済対策により、中小企業の設備投資に係る固定資産税軽減の適用対象が追加されたため、その特例割合を市税条例で定めるもの

1 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充の概要

- 現在、中小企業が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備導入計画に従って取得した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が軽減される
- 今般、国の緊急経済対策により、地方税法等の関連法令が改正され、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物が追加された。（地方税法等の一部を改正する法律 R2.4.30公布・施行）

特例対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 事業用家屋と構築物を特例対象に追加 <ul style="list-style-type: none">● 事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの● 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減※ ※課税標準の特例割合を、各自治体が条例で定める

2 減収補填

今回の拡充による固定資産税の減収額は、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金（仮称）」で**全額国費で補填**される

3 当市の現状

- 機械装置・器具備品に対する特例割合
ゼロ（市税条例 附則第12条の2第15項）
- 先端設備導入計画の認定件数（2018年7月～2020年4月24日時点）
35件（投資合計額 8億8,448万円）

4 追加対象に係る特例割合

事業用家屋と構築物に対する特例割合を、**ゼロとしたい**

（理由）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産性向上のために設備投資を行う中小企業を支援する必要がある
- 今回の拡充による減収額は、全額国費で補填される

【市税条例の改正案】

附則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第12条の2第17項 法附則第62条の規定により条例で定める割合は零とする

5 スケジュール

- 5月8日 議会全員協議会
- 5月12日 庁議
- 5月18日 臨時議会



平成30年度税制改正に伴い中小企業の設備投資に関する固定資産税(償却資産)の課税標準の特例割合を零とするもの。

1 本税制改正の目的 (背景)

- ① 中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差が拡大傾向
- ② 少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るもの。

2 固定資産税 (償却資産) の課税標準の特例 (地方税法)

平成30年度～32年度

- 零から2分の1の範囲内において市町村条例で定める割合を乗じた額を課税標準とする地方税法の改正が行われている。(設備取得後当初3年間の特例)
- 加えて、課税標準を零にした自治体の中小企業には、国による「ものづくり商業サービス補助金(補助上限1,000万円)」の補助率優遇(1/2→2/3)と優先採択が講じられる。

3 課税標準の特例対象企業者及び対象固定資産 (地方税法)

対象企業者

- ① 中小企業者(資本金1億円以下、従業員数1000人以下の法人又は個人)
- ② 設備導入計画の認定を受け、労働生産性が年平均3%以上向上するもの

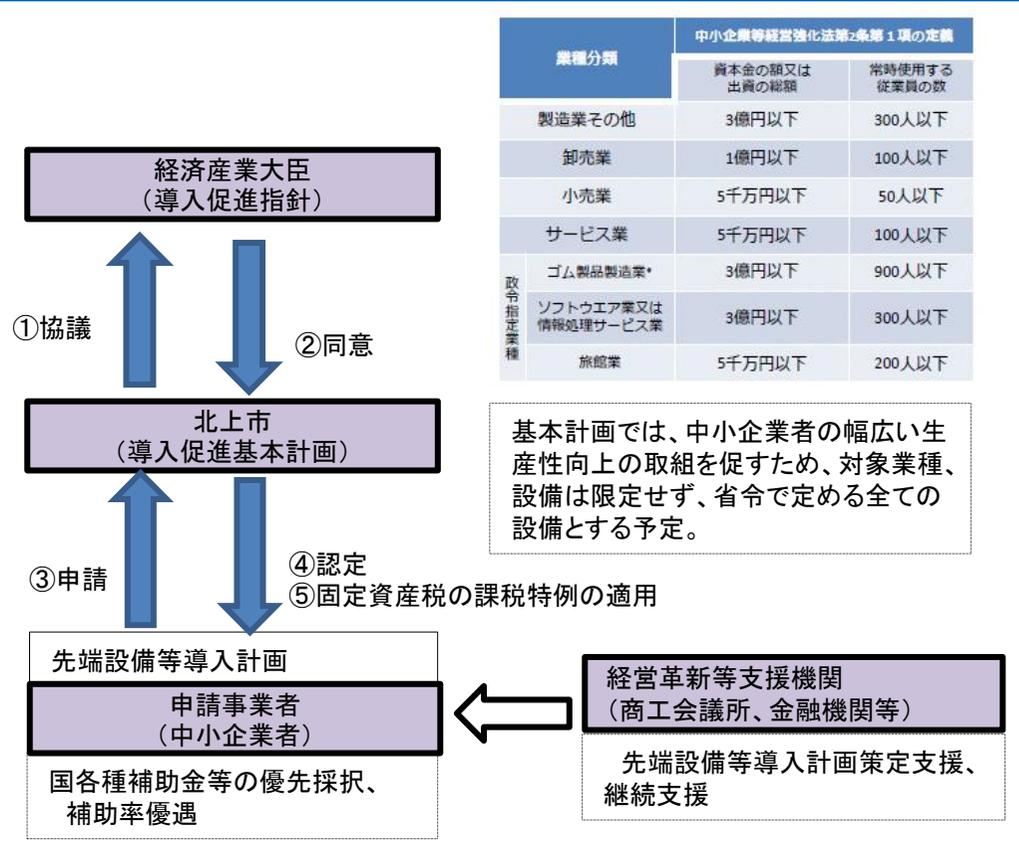
労働生産性 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費を分子

労働投入量(労働者数又は労働者数 × 年間就労時間)を分母としたもの

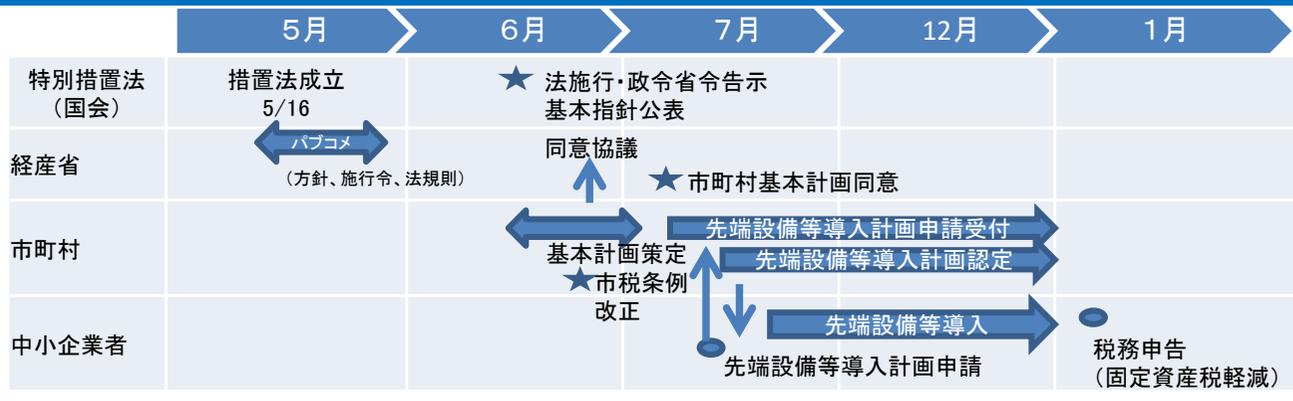
対象固定資産・・・旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備

	最低取得価額	販売開始時期
① 機械装置	160万円以上	10年以内
② 測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
③ 器具備品	30万円以上	6年以内
④ 建物附属設備	60万円以上	14年以内

4 計画認定、固定資産税の課税標準の特例スキーム



5 今後の予定スケジュール



6 固定資産税への影響

平成31年度固定資産税減収見込額
10件 償却資産 200,000千円 × 1.4%(税率) = 2,800千円

7 減収分の取扱い

減収額は、普通交付税の算定の際、基準財政収入額の減少として取扱い、75%は普通交付税により補填される。

北上市市税条例の一部改正

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例

地方税法等の一部を改正する法律により新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が設けられることに伴い、地方団体の条例で定められている事項について、北上市市税条例の一部を改正して定める。

1 概要

1 対象者

次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付することが困難であると認められること。

2 対象となる地方税

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日まで納期限が到来する個人住民税、地方法人税、固定資産税などほぼすべての税目
- 納期限が過ぎている未納の地方税についても対象となる。

3 特例措置

- 本来の納期限から1年以内の期間を限り納期限を延期できる。
- 延滞金なし。担保不要 → **特例の効果**
- ※ 現行の徴収猶予では、収入減又は休廃業の理由では延滞金がかかり、50万円以上かつ3か月以上の場合は担保必要。

4 申請方法

- 関係法令の施行（公布の日）から2か月又は納期限のいずれか遅い日までに申請書を提出。
- 申請書のほか、収入や預貯金の状況がわかる書類を添付。

2 条例改正

1 地方税法の改正内容

- 特例は地方税法に附則第59条を追加して定められる。
- 申請及び承認等については、現行の徴収猶予に係る条項を準用することとされている。

2 市税条例の改正内容

- 現行の徴収猶予について、申請書又は添付書類に不備若しくは不足があった場合の訂正・提出期限は地方団体の条例で定めるとされており（**地方税法第15条の2第8項**）、北上市では20日と定めている。（**市税条例第5条の3第7項**）
- 特例においても現行の徴収猶予の規定を準用することとし、市税条例附則に第51条を追加する。

【理由】

国税の納税猶予における猶予申請書の補正の期限20日に準じる。

3 改正（案）

附則

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）
第51条 **第5条の3第7項**の規定は法附則第59条第3項において準用する**法第15条の2第8項**に規定する条例で定める期間について準用する。

【市税条例第5条の3第7項】

法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

3 スケジュール

- 5月8日 議会全員協議会
- 5月12日 庁議
- 5月18日 臨時議会